

奈良県告示第八十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和三年六月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
鍛治 孝祐	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町八四 〇番地	消化器・代謝 内科（肝臓機 能障害）	令和三年五 月二十七日
築瀬 公嗣	宇陀市立病院	宇陀市榛原萩原八 一五番地	内科（肝臓機 能障害）	令和三年五 月二十七日
築瀬 公嗣	宇陀市立病院	宇陀市榛原萩原八 一五番地	内科（小腸機 能障害）	令和三年六 月四日